

新しい公益信託法の成立（1）

（公財）公益法人協会
理事長 雨宮 孝子

2026年4月から新公益信託法が施行されます。施行を前に、信託法の歴史や新公益信託法の詳細、可能性などを、数回に分けて、当協会・雨宮孝子理事長が解説いたします。

（編集部）

I 新しい公益信託法成立までの経緯

1. はじめに

公益信託は、公益法人と並ぶ民間公益活動の主体となる制度である。このたび、新しい資本主義実現のもと、より柔軟に使いやすい制度として、公益認定法の一部改正と公益信託法が全面改正されることになった。新公益信託法について実際は、2年後（2026年4月）の施行となるが、具体的には、どのような経緯で実用化されたのか。財産管理を行う受託者の多様性、信託財産の多様性、主務官庁制の廃止により、公益信託は、民間非営利活動の一翼を担い、新たな民間公益活動として大きく花開くことが期待されるところである。本稿では、意外と思われるかもしれないが、（公財）公益法人協会が、設定の当初から公益信託に大きくかかわってきたことを検証しながら、新しい公益信託法の概要を取り上げてみたい（注1）。

2. 信託法成立の経緯と公益信託のこれまでの概要

（1）信託法成立と公益信託の実用化

信託とは、財産の所有者である委託者が、受託者に財産を信託譲渡し、受託者はその財産を一定の目的のために管理・運用する財産管理制度である。

我が国の信託法は、1922（大正11）年に制定された。もともと英米にその根拠を持つ「信託」という制度については、わが国では商事的色彩を有するアメリカの近代的な信託制度を継受したものと言える。

信託法が制定された当時の経済界は、信託まがいの事業を行う業者が乱立して、当時、大蔵省は、これらの事業を健全なものにするため、政策上取り締まるための信託業法の立案を考えていた（注2）。ただし信託に関する基本法である信託法を立案する必要もあるため当時の司法省も加わり、1922（大正11）年、信託関係二法（信託法、信託業法）が成立した。信託法は、2022（令和4）年で100年を迎えたことになる。

公益信託に関する規定は、信託法66条以下に当時から存在したが、実用化されたのは、信託法が成立してから55年目、1977（昭和52）年5月20日の、公益信託今井記念海外協力基金（外務省所管・当初基金2億円）、

公益信託斎藤記念プレストレスト・コンクリート技術研究奨励基金（建設省（当時）所管・当初基金 1,000 万円）の 2 件である。

55 年間も実用化されなかったのは、①すでに同じ機能を有する公益法人（特に財団法人）制度が存在し、定着していたこと、②信託制度になじみがなかったこと、③実務的に言えば、公益信託引き受けの許可基準等が存在していなかったこと等が考えられる。

（2）公益信託の実用化

公益信託について、実用化のきっかけになった 2 つの出来事がある。その一つが、現（公財）公益法人協会会長太田達男氏（当時三井信託銀行業務広報部調査役）が、雑誌『金融界』（金融界社）に投稿した「公益信託にスポットライトを」と題する公益信託の提言である（1972（昭和 47）年 8 月 1 日）（注 3）。その内容は、「世の中には法律上認められた制度でありながら、現実には全く活用されず死文化しているものがままあるが、わが国における公益信託制度もその典型的な一例である。」とはじめ、すでに 1922（大正 11）年設立された信託法 66 条以下に公益信託制度が存在していたにもかかわらず、1 件も存在しないことを指摘し、その理由はいくつかあると思われるが、当時公益目的を実現する財団法人制度が普及していたこと、信託思想が生活に密着していた英米法体系と異なり、わが国では信託というものがなじみにくく、容易に理解されなかったからであろうとも指摘している。しかし、信託銀行の活動を通じて信託の制度が認識され、例えば自分の死後、信託財産を母校に寄附してほしいなどという公益的な色彩を持つ信託も少しずつ増えてきている。当時公益法人の不正が横行している現状を鑑みて、新たな公益活動の主体である公益信託にスポットライトをあてる時期に来ているのではないかと論じている。

一方、1972（昭和 47）11 月 1 日、行政側から本誌創刊号に総理府（当時）の大石良雄氏（総理府大臣官房管理室参事官補）が、「公益信託制度を研究しよう」という論稿を発表した。太田氏の提言に対し、行政として、「第一に公益信託制度そのものについて、改正前民法 34 条によって設立を許可される財団法人の代用的役割を有するに過ぎないとの認識が強く、公益サービスの母体としては、財団法人が本流で、公益信託は支流的な考え方に支配されてきたこと。第二に財団法人の設立が比較的容易に認められてきた結果、本来、公益信託相応のものがすべて財団法人によったこと。第三に、公益信託を監督すべき主務官庁自体の認識が不十分で、育成、助長の行政的措置が施されなかったこと等が最も大きな理由でなかったかと思う。」と述べ、行政側の対応の問題を大きく指摘している。そこでそれへの対応として、「公益信託制度をまじめに研究することである。…中略…法律が主務官庁に与えている引き受けに関する許可手続きと受託者の監督の制度化をはかる努力をする必要がある。…中略…公益信託制度の周知化をはかることである。」等具体的な提言を行っている。行政側の公益信託実現への並々ならぬいきごみが透けて見える（注 4）。なお、ついでながらその前月、10 月 17 日（財）公益法人協会は総理府（当時）より財団法人の許可を受けた。

さらに具体的に公益信託の実用化が進んだのは、1973（昭和 48）年 7 月 18 日、総理府（当時）が、設立許可を受けたばかりの（財）公益法人協会に「公益信託制度に関する調査・研究」を委託し、（財）公益法人協会内に（社）信託協会と協力し「公益信託制度研究会」を設置したことに始まる。研究会のメンバーには、数名の大学教授、元法制局長官、信託銀行員等が入っていた。信託の源流であ

る英国、米国の実地調査ののち 1974（昭和 49）年、（財）公益法人協会は、「公益信託制度に関する調査研究報告書」を総理府に提出した。また、（社）信託協会は「公益信託専門部会」を設置した。さらには、1975（昭和 50）年 1 月 20 日、（財）日本国際交流センター（1974（昭和 49）年 10 月 9 日財団法人設立）が、民間非営利公益活動に関して、初めての国際シンポジウム「先進社会における財団及び民間資金援助活動の役割（International Symposium on the Role of Philanthropy）」を開催した。このシンポジウムでは、「欧米のフィランソロピーにおける公益信託の役割」という分科会も含まれていた。このシンポジウムには、アメリカからコミュニティ財団のクリーブランド・ファウンデーション、大型助成財団のフォード財団、カナダからはドナー・カナダ財団、ドイツからはドイツ自然・人文科学振興財団などが参加し、ほかにも英国、韓国等の財団関係者が参加し、わが国からは経済界、大学関係者、公益法人の多くの参加者が集った。公益信託はまだ実現されていなかったが、信託銀行関係者の参加も多くみられたのも特徴であった。この時、（財）日本国際交流センター理事長山本正氏が、民間非営利公益活動に対して初めてフィランソロピーという言葉を使用した。この大会は、成功裏に終了した（注 5）。この国際会議は、いうならば、わが国の民間（？）公益活動が官僚主導で行われてきたのに対し、特にアメリカでは、個人主導の多額の寄附金提供、コミュニティ主導でのボランティアズムに支えられた国づくりという特殊性の違いが大きくクローズアップされた会議でもあった。歴史・文化・社会経済など国の成り立ちの相違が民間公益活動にも表れたといってもよいかもしれない。ただし、経済学者や社会学者たちが、わが国にも民主導の公益活動の根が歴史上に表れて

いることの研究もこの後なされるきっかけにもなったのではないかと筆者は考えている。

この国際シンポジウムの後、（社）信託協会、（財）公益法人協会、（社）経済団体連合会が、公益信託に対する税制改正を含め公益信託実用化に向けて要望書を関係機関に提出した。その中で、（財）公益法人協会はいち早く 1975（昭和 50）年 9 月、公益信託のパンフレットを作成し、各方面に配布した。

1976（昭和 51）年 10 月には、第 1 回信託法学会で田中實慶應義塾大学法学部教授、三菱信託銀行松本崇氏が「公益信託について一財団法人制度との対比を中心に一」を発表した（注 6）。（社）信託協会は、1977（昭和 52）年当初から、総理府、建設省、外務省に対し公益信託の許可監督に係る省令等の整備につき要望し、その結果、公益信託の許認可・監督等の法整備もでき、1977（昭和 52）年、第 1 号として 2 件の公益信託が誕生した。

（3）公益信託の設定状況

公益信託の設定も順調に伸び、奨学金支給等を中心に、実用化 20 年を経過した 1997（平成 9）年には 520 件を超えて設定され、2003（平成 15）年の 572 件がピークとなった（信託財産残額 720 億円）。なお、信託財産残額のピークは、2001（平成 13）年の 736 億円である。公益信託の特徴である「取り崩し型」のものが徐々に終了している。最新の統計では、2024（令和 4）年 3 月末現在で、総数 378 件、信託財産残額も 534 億円まで減少している（注 7）（表 1 参照）。なお、社会福祉法人が受託した 6 件を入れると、現在 384 件存在する。この 6 件とは、北海道共同募金会が受託している①公益信託グレイパワー前田基金、②公益信託谷本康・昌平養護施設児童就学援助基金、③公益信託テレビや視覚障害者家庭児童教育援助基金、④公益信託荒木身体障害者スポーツ基金の 4 件と、

兵庫県共同募金会受託の公益信託前田清栄老人福祉基金、中央共同募金会受託の公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金である（注8）。

3. 改正前公益信託の定義と実際

（1）改正前公益信託の定義

財産の出捐者である委託者が、研究助成、都市環境の整備・保全などの一定目的の公益事業を実施するために受託者に一定の財産を信託譲渡し、受託者は、その財産を運用・管理し、一定の公益目的を実現する財産管理制度である。

（2）新公益信託法までの動き

先行していた公益法人制度について、公益法人制度の抜本改革は2000年前後より始動し、2008年12月には新制度が施行し、16年が経過した。

信託法は、84年ぶりに2006（平成18）年12月15日に大改正され、現代化が図られた。一方、公益信託については、旧信託法を廃止することなく、法律名を「公益信託ニ関スル法律」としたうえで、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」として公益信託に関する規定を整備して存続させるというびつな形をとった。ただし、衆議院法務委員会の附帯決議でも、参議院法務委員会における附帯決議でも、「五 公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」と規定されていた。

（3）法制審議会開始

その後、2013（平成25）年、新たな公益法人制度への移行期間が終了したのち、ようやく法制審議会が2016（平成28）年6月か

表1 公益信託受託状況

令和6年3月末現在
[単位：件、百万円]

信託目的	件数	信託財産 残高
奨学金支給	123（－）	20,867（－）
自然科学研究助成	61（－）	6,564（－）
教育振興	47（－）	1,544（－）
国際協力・国際交流促進	26（－）	2,831（－）
社会福祉	28（－）	2,681（－）
芸術・文化振興	18（－）	4,431（－）
都市環境の整備・保全	27（－）	6,887（－）
自然環境の保全	16（－）	3,919（－）
人文科学研究助成	12（－）	809（－）
文化財の保存活用	2（－）	93（－）
動植物の保護繁殖	1（－）	74（－）
その他	17（－）	2,771（－）
合計	378 （－）	53,471 （－）

（注）（ ）は令和5年度中の新規受託分。

資料出所：（一社）信託協会（令和6年6月25日）

ら信託法部会を再開し、2019（平成31）年2月には、公益信託法の見直しに関する要綱が採択され、法務大臣に答申された（注9）。その後3年が経過するも大きな動きがなく、公益信託については、以前のまま、主務官庁の許可制で推移した。

4. 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」

（1）新公益信託法改正につながる有識者会議

2022（令和4）年10月から「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」（以後「有識者会議」という）が設置され、筆者が有識者会議の座長になった。この有識者会議は、「新しい資本主義」のグランドデザイン及び実行計画等に基づいて、民間にとっての利便性向上等の観点から公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため開催されており、公益信託は、公益法人とともに民間における公益活動を支えるものであり、法制審議会で採択された要綱の内容は、「新し

い資本主義」の考え方に沿うものであるとの考え方が、あとで説明する第5回会合で述べられた。

有識者会議は2023(令和5)年まで11回、その後2回のフォローアップ会合、内閣府主催のシンポジウム1回と重要な会議が市民に向かって行われた(注10)。その中で、第5回有識者会議の時にこれまで沈黙していた公益信託制度を新たな公益法人制度と平仄を合わせるべく全面改正することが発表された。公益信託法の見直しにつき、法務省民事局民事法制管理官竹林俊憲氏から次のような説明があった(注11)。「2018(平成30)年12月に取りまとめられた要綱の概要では、3つのポイントがある。

一点目が公益信託事務のうち、信託財産の拡大で、これまでは、公益信託の引き受け許可審査基準等や税制との関係から公益信託は、委託者が金銭を信託財産として受託者である信託銀行に拠出し、受託者たる信託銀行が、それを運用し、例えば奨学事業として不特定多数の学生に奨学金を支給するとか、自然科学分野での研究者に対して研究助成を行うなどに限られていた。これらを見直し、信託財産として例えば、不動産、有価証券、美術品等の動産を許容し、古民家の保存、美術館、学生寮の運営等の公益信託事務が行えるようになった。

二点目は受託者の範囲の拡大である。これまでの公益信託の受託者については、「公益信託の引き受け許可審査基準」の関係上ほぼ信託銀行に限られていた。しかしながら公益信託事務や信託財産の範囲を拡大する場合、それを遂行する能力を有する多様な受託者を確保するため、受託者の担い手を信託銀行以外の法人や企業にも拡大するという点について信託法部会で異論もなかった。要綱には、公益信託の受託者は公益信託事務の適正な処

理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならないとし、信託銀行や法人等という形式的な基準で範囲を画するのではなく、実質的な基準によって判断することで、それを満たせば法人であれ、自然人であれ受託者となりうるとしている。

三点目が、主務官庁制の廃止である。現行の公益信託に関する法律の下では、主務官庁の許可・監督制がとられていて、奨学金支給事業で事業範囲が二以上の都道府県に及ぶものならば文部科学省、一都道府県内ならば都道府県教育委員会、社会福祉事業で事業範囲が二以上の都道府県に及ぶものならば厚生労働省、一都道府県内ならば都道府県知事というように主務官庁制がとられている。既に公益法人については主務官庁制が廃止されており、それとの整合性を取るために主務官庁制を廃止したのである。この点についても信託法部会では異論はなく、新たな公益信託の認可・監督については、民間の有識者からなる内閣府公益認定等委員会、または都道府県公益審議会に任せることになる。

これ以外の特徴としては、新たな公益信託には、受託者を監督する機関として信託管理人を必置としたことである。さらには、情報公開、ガバナンスの具体的な仕組み等も考えられている」とのことであった。この5回の有識者会議では、以上のような説明があった。許可制を廃止し、公益法人と平仄を合わせるため、内閣府公益認定等委員会事務局長(当時)の北川修氏から、公益法人(特に公益財団法人)と公益信託は、内閣府公益認定等委員会で整合的に扱っていくのが最も効率的であろうと考えている旨の発言があった。なお、第2回のフォローアップ会議で、担当の内閣府大臣官房公益法人行政担当室企画官の古谷真良氏は、「公益信託は、法律的内容的にも公益法人に準じた規律が、多く設けられている。

また共通の行政庁、第三者委員会による認可・監督がされることから先行して検討できる部分は行いつつも、公益法人の方の検討状況を見て、それを踏まえた形でガイドライン等を策定していく…中略…新公益信託法の施行に当たっては、まず、国レベル、都道府県レベルできちんと第1号が認可されるよう、また、現行の公益信託について1件も取り残さず適切な形で移行措置の検討がされるよう、関係者のニーズや意見をしっかりと聴きながら進めていきたい…」と述べている（注12）。

2023（令和5）年6月2日、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告が取りまとめられた。

5. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案及び公益信託に関する法律案の成立

（1）公益二法成立の経緯（第213回国会）

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案及び公益信託に関する法律案」（以下「公益二法案」といい、成立したものを「公益二法」という）は、以下のような経緯で成立した。

- ① 2024年3月5日：閣議決定。
- ② 同年4月1日：参議院内閣委員会に付託（参議院先議）。
- ③ 同年4月2日：加藤内閣府特命担当大臣が趣旨説明。
- ④ 同年4月4日：同委員会で質疑・採択。両法案とも全回一致で原案通り可決。各会派共同提案による附帯決議6項目も採択。
- ⑤ 同年4月5日：参議院本会議においても賛成多数により可決。
- ⑥ 同年5月7日：衆議院内閣委員会に付託。
- ⑦ 同年5月8日：加藤内閣府特命担当大臣が

趣旨説明。

- ⑧ 同年5月10日：同委員会で質疑・採決。両法案とも全会一致で原案通り可決。各会派共同提案による附帯決議6項目も採決。
- ⑨ 同年5月14日：衆議院本会議においても賛成多数により可決、成立。
- ⑩ 同年5月22日：公益二法公布。

注

- （1）本稿は、同じテーマを扱っている拙稿「新しい公益信託法の成立と期待」『信託』（（一社）信託協会）299号（2024年8月）と重なる部分があることをお許しいただきたい。
- （2）田中實『信託入門』25頁（有斐閣、1992年）参照。
- （3）太田達男「公益信託にスポットライトを」『金融界』（金融界社）24巻8号1972（昭和47）年8月。
- （4）大石良雄「公益信託制度を研究しよう」『公益法人』（（財）公益法人協会）創刊号1972（昭和47）年11月2頁以下参照。
- （5）「初の財団国際シンポジウム成功裏に終る」『公益法人』（（財）公益法人協会）4巻2号22頁（1975（昭和50）年）参照。
- （6）田中實＝松本崇「公益信託について一財団法人との対比を中心に一」『信託法研究』（信託法学会）1号45頁（1977（昭和52）年）参照。
- （7）2023年度には1件も設定されていない。表1参照。
- （8）雨宮孝子「公益信託の可能性」『信託フォーラム』18巻（日本加除出版、2022年）17頁以下参照。
- （9）この内容については法制審議会「公益信託法の見直しに関する要綱案」（2019（平成31）年）（<https://www.moj.go.jp/content/001284358.pdf>）。
- （10）詳細は、内閣府公益認定等委員会ウェブサイト（<https://www.koeki-info.go.jp/>）。
- （11）有識者会議第5回議事録（https://www.koeki-info.go.jp/content/06_gijiroku_5_20221116.pdf）
- （12）有識者会議第2回フォローアップ会合議事録（https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/20240815_05shiryo.pdf）

新しい公益信託法の成立（2）

（公財）公益法人協会

理事長 雨宮 孝子

連載「新しい公益信託法の成立」の第2回目です。9月号では、新公益信託法施行を前に、信託法の歴史や公益信託の概要などについて解説いたしました。

10月号では、現行公益信託法と新公益信託法を比較しながら、新公益信託法の概要、問題点などについて、当協会・雨宮孝子理事長が解説いたします。

（編集部）

目次

I 新しい公益信託法成立までの経緯

1. はじめに
2. 信託法成立の経緯と公益信託のこれまでの概要
3. 改正前公益信託の定義と実際
4. 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」
5. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案及び公益信託に関する法律案の成立

（以上9月号掲載）



6. 新しい公益信託法

ここでは、新しい公益信託法で問題となる点に絞って説明する。

（1）公益信託の定義

公益信託に関する法律（以下「新公益信託法」という）によれば、2条1項1号で、「公益信託 この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう」とされている。つまり収益事業はできないと考える。ただし、公益事務で収益が出ることは妨げない。

なお、新公益信託法2条1項2号では、公益事務については、「学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的として別表各号に掲げる事務をいう」とされている。なお、同条2号の別表には、次の規定が置かれている。

別表（第2条関係）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事務

- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事務
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事務
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事務
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事務
- 23 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務

23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

法律上の定義は、公益信託とは、新公益信託法に定めるところによりする受益者の定めのない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。ここでいう公益事務とは、上記に示した 23 項目であり、公益目的事業として公益法人の認定基準と同様である。公益法人も公益信託も、23 番目の項目についてはまだ政令の定めがないので、実際の公益目的は 22 項目であり、公益事務は、これらに該当する事務で不特定かつ多数の利益の増進を目的とする事務のことをいう。

(2) 公益信託と目的信託

改正後の信託法では、受益者の定めのない信託の一形態を目的信託として認めた（信託法 258 条以下）（注 1）。ただし、新公益信託法に基づく公益信託では、信託法 11 章に規定する目的信託とは異なるものとして整理され、附則 30 条で、信託法 258 条 1 項、および附則 3 項の改正が行われた。これにより目的信託に関する信託法 11 章の規定は、新公益信託法に基づく公益信託には適用されないこととなった。

(3) 現行公益法人の公益目的事業

表 1 によると、現行公益法人の事業目的は、内閣府所管の公益法人（2,606 法人）では、1 位は学術及び科学技術の振興 943 法人（36.2%）、2 位は児童又は青少年の健全な育成 629 法人（24.1%）、3 位は文化及び芸術の振興 529 法人（20.3%）である。都道府県所管 7,066 法人では、1 位は地域社会の健全な発展 2,959 法人（41.9%）、2 位は高齢者の福祉の増進 1,542 法人（21.8%）、3 位は児童又は青少年の健全な育成 1,461 法人（20.7%）である（注 2）。どの分野も現在最も重要な問題点なので、今後の公益信託

表1 公益法人の所管別公益目的事業（令和4年）

順位	計 (9,672 法人)	内閣府 (2,606 法人)	都道府県 (7,066 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,299 法人 (34.1%)	学術及び科学技術の振興 943 法人 (36.2%)	地域社会の健全な発展 2,959 法人 (41.9%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,090 法人 (21.6%)	児童又は青少年の健全な育成 629 法人 (24.1%)	高齢者の福祉の増進 1,542 法人 (21.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,698 法人 (17.6%)	文化及び芸術の振興 529 法人 (20.3%)	児童又は青少年の健全な育成 1,461 法人 (20.7%)

資料出所：「令和4年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」17 頁

の認可も同じような傾向が見られるかもしれない。高齢者福祉、地域社会の健全な発展に注目したい。

なお、旧制度の下で進行中の公益信託の公益目的については、表2のとおりである（本誌9月号17頁表1再掲）。

2年後の施行後には前述した22項目のうちどのような内容の公益信託が実施されるか非常に楽しみではある。

7. 新公益信託の法律

（1）公益信託の意義

新公益信託法は、公益事務を行うことのみを目的とする受益者の定めのない信託であって、本法によりするものを公益信託とする。つまり、新公益信託法に基づく公益信託以外は認めないということである。さらに不特定かつ多数の者の利益を目的とする事務として前述したように本法の別表各号に掲げる事務を公益事務とする。

（2）公益信託の要件及び効力

（ア）公益信託の設立要件

公益信託は、信託契約又は遺言による方法のみによってしなければならない、公益信託の信託行為には、公益信託の名称、信託管理人及び帰属権利者となるべき者を指定する定め等を定めなければならない（新公益信託法4

表2 公益信託受託状況(本誌9月号17頁表1再掲)

令和6年3月末現在
[単位：件、百万円]

信託目的	件数	信託財産 残高
奨学金支給	123 (－)	20,867 (－)
自然科学研究助成	61 (－)	6,564 (－)
教育振興	47 (－)	1,544 (－)
国際協力・国際交流促進	26 (－)	2,831 (－)
社会福祉	28 (－)	2,681 (－)
芸術・文化振興	18 (－)	4,431 (－)
都市環境の整備・保全	27 (－)	6,887 (－)
自然環境の保全	16 (－)	3,919 (－)
人文科学研究助成	12 (－)	809 (－)
文化財の保存活用	2 (－)	93 (－)
動植物の保護繁殖	1 (－)	74 (－)
その他	17 (－)	2,771 (－)
合計	378 (－)	53,471 (－)

(注) () は令和5年度中の新規受託分。

資料出所：(一社) 信託協会 (令和6年6月25日)

条1項および2項)。

この規定によると信託宣言（委託者自ら自己の財産を信託財産と宣言すること。信託法3条3号参照）は認められないということになる（注3）。

（イ）信託管理人等

信託管理人とは、公益信託事務の適正な処理の監督をするために必要な能力を有する者で、信託法4章4節1款に規定する信託管理人をいい、必置とされる。信託管理人の資格として、未成年者、当該信託の受託者である

者は信託管理人になることはできない（信託法 124 条 1 号及び 2 号）。信託管理人は、委託者、受託者から独立した第三者で、受託者の監督を行う。信託管理人を必置としたのは初めてである。

信託管理人の権限、義務および責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様である。

受託者がその公益信託事務を処理するに当たり委託者、受託者、信託管理人その他政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと（新公益信託法 8 条 5 号）が必要である。

なおこの規定において、定めておかなければならない帰属権利者とは、信託法 182 条 1 項 2 号に規定する帰属権利者をいう。つまり信託行為において残余財産の帰属するべき者として指定された者のことをいう。

（ウ）公益信託の名称

何人も、公益信託でないものについてその名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（新公益信託法 5 条 1 項）。また不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない（新公益信託法 5 条 2 項）。

8. 主務官庁による許可・監督制の廃止と行政庁による認可・監督制の創設

（1）行政庁の認可・監督

公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（新公益信託法 6 条）。

主務官庁による許可・監督制を廃止し、内閣総理大臣又は都道府県知事が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする（新公益信託法 10 条）。

この法律における行政庁は、次に掲げる公益信託の区分に応じ、それぞれ内閣総理大臣又は都道府県知事とする（新公益信託法 3 条）。

（ア）以下に掲げる公益信託については内閣総理大臣。

①公益事務を二以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの

②国の事務又は事業と密接な関連を有する公益事務であって政令で定めるものを行うもの

（イ）上記①および②に掲げる公益信託以外の公益信託は都道府県知事。

公益信託の受託者となろうとする者は認可（以下「公益信託認可」という）を申請しなければならない（新公益信託法 7 条 1 項）。

公益信託認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない（新公益信託法 7 条 2 項）。①公益信託の名称、②受託者及び信託管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、③公益事務を行う都道府県の区域、④公益事務の種類及び内容、⑤その他公益信託に係る信託行為の内容に関する申請書。

これらの申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（新公益信託法 7 条 3 項）。

- a. 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面
- b. 事業計画書及び収支予算書
- c. 公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）2 条 3 号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

- d. 当該公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする当該公益信託の信託財産に係る財産目録その他の内閣府令で定める書類
- e. 新公益信託法 8 条 11 号に規定する支払基準を記載した書類（信託報酬等）
- f. 上記 a から e に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

9. 公益信託の認可の基準等

（1）受託者の経理的基礎及び技術的能力

受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること等の基準を満たしていなければならない（新公益信託法 8 条）。

公益法人の場合、設立目的の達成のため、将来においても安定的かつ継続的に公益目的事業が行われることが期待されており、そのために適切な経理的処理、業務運営能力が必要とされているのと同じ趣旨である（公益認定法 5 条 2 号）（注 4）。

（2）受託者の属性

法律上、受託者の属性についての基準は設けられていない。

つまり、受託者としては、信託銀行だけでなく、公益法人、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、弁護士、公認会計士、税理士等も可能ということである。

受託者が、その公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの、国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないものである場合は、公益信託認可を受けることができない（新公益信託法 9 条 1 号）。

善管注意義務の軽減（信託法 29 条 2 但書）

は、新公益信託法 33 条 1 項により、適用除外となっている。つまり、受託者の善管注意義務は、軽減することはできない。

受託者の「経理的基礎及び技術的能力」について、受託者には、公益事務、信託財産及び公益信託事務の計画の内容等に応じて、信託財産を管理する能力（財務基盤を含む）、公益信託事務を事務処理する体制が求められることを踏まえて判断する必要がある。具体的な基準について、内閣府令で策定する。

（3）信託財産の多様性等

信託財産は、金銭に限定しない（信託法 2 条 3 項、新公益信託法 2 条 2 項）。

この規定は、新公益信託法で初めて認められた。これまで許可された受託財産は、特に金銭に限るという規定はなかったが、実際には金銭だけであった（注 5）。新公益信託法では不動産・有価証券など様々な財産の受託が可能となった。また受託者の範囲も拡大され、さらにはこれまでは奨学金給付や研究助成金など助成型の公益信託だけが認められてきたが、事業型の公益信託も認められることになった。受託財産も様々なものが可能となり、受託者も多様化し、公益目的事業も多様化することになる場合、どのような公益事業が考えられるであろうか。美術品を受託し、美術館の管理運営を行う公益信託は、美術館を運営する公益法人等が受託者となる場合に可能となる。

ただし、寄附された美術品は売却して他の美術品を購入することはできるか。信託契約の内容にもよるであろう。また高齢者福祉事業を行う公益法人等が遺贈により賃貸マンションを受託財産とし、単身高齢者へ低料金の住居提供をする公益信託の公益目的事務は高齢者福祉事業となろう。当該住宅が老朽化した場合の建て替えや転売して他の不動産物件を購入する場合の法律問題はどうか解決すれ

ばよいかなど、事業型の公益信託を実施するには、いくつかの問題が生じる。大口の寄附を地域で集め、特定の自治体と協働して地域の活性化のためにコミュニティ事業を行うコミュニティ財団という形はとれないだろうかと私見では考える（注6）。

（4）株式等の保有

公益信託も公益法人と同様、他の団体の意思決定に関与することができる他の団体の株式等の保有は認めないという原則に立っている。ただし実質的支配のおそれのない場合は許容する（新公益信託法8条12号）。この規定は公益法人が株式等の保有を制限している公益認定法5条15号と同様の趣旨で、公益信託が株式等の保有を通じて他の営利法人等を実質的に支配することを認めないという意味で認可基準としたようである。ただし実質的支配のおそれがないとはどういう意味か明確にしておかなければならない。無議決権株式ならば認められることになる（注7）。

（5）信託報酬

受託者の報酬については信託法54条1項、新公益信託法8条11号、信託管理人の報酬については信託法127条3項、新公益信託法8条11号、19条に規定があり、公益信託の事業内容や経理の状況を考慮して、不当に高額にならないという支払い基準を定める必要がある。さらには、行政が、一元的に支払い基準を情報公開することにより、国民による監視のもとに置かれることも予定されているようである（注8）。

公益信託に係る信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任等の公益信託認可に係る事項の変更をするときは、受託者（当該新受託者を含む。）はあらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない、当該認可を受けなければ、その効力を生じない（新公益信託法12条）。ただし、内閣府令で定める軽微な信

託の変更等については届出で足りる（新公益信託法12条1項但書）。ただし軽微な信託の変更の具体例はまだないので考えておく必要がある。

（6）公益信託事務の処理等

受託者について、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、その公益信託事務を行うに当たって、公益信託事務の収入及び費用の均衡に関する規律や使途不特定財産額の制限に関する規律を定めるものとする。行政庁は、新公益信託もガバナンスが重要で、不祥事が起こらないよう気を付ける必要があるという。既に存在する公益信託について信託財産が毀損された例は全くない。公益信託の受託者には、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければならない善管注意義務（信託法29条2項）がある。その任務を怠ったことにより信託財産が毀損した場合は、監督者である信託管理人が受託者に対し行為の差し止めや損失を補填する請求ができる（信託法125条1項）。また、このような受託者の行為が公益信託の認可基準に適合しない場合、行政庁による報告徴収、勧告、命令、認可取消し等の措置を取ることができる。

おわりに

新公益信託に係る法律が全面的に改正になった。施行は2026（令和8）年4月からである。公益信託の受託者の範囲が拡大し、信託財産の範囲も拡大し、助成事業以外にも、学生寮や高齢者事業など公益的な事業もできるようになる。これまで許可・監督制であった公益信託も許可・監督制が廃止され、行政庁が一元化され、監督基準も統一になる。民間公益活動の受け皿が、1つ増える。この改正が成功し、民間公益活動が、大きく展

開し、大輪の花が開き日本中はもちろん世界中にその効果を及ぼすことができるかどうかは、私たちの心意気にかかっていると思われる。少し自由になったこの制度を大いに活用し、将来に大きな宝物を残せるかどうか、数を増やし、大規模な公益活動を作り上げていくためのアイデアを考えていきたい。

今回は新公益信託の可能性と題して新公益信託の具体例に言及したい。

注

- (1) 拙稿「公益信託活用の可能性」『信託フォーラム』（日本加除出版）18巻（2022年10月）20頁参照。
- (2) 内閣府「令和4年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」17頁（2023）（https://www.koeki-info.go.jp/content/2022_01_houkoku.pdf）。
- (3) 新たな公益信託のモデルに挙げたいアメリカのコミュニティ財団の多くが、信託宣言で設立されている。アメリカのコミュニティ財団の実例については、

拙稿「新しい公益信託法の成立と期待」『信託』（（一社）信託協会）299号（2024年8月）16頁参照。

- (4) 新公益法人制度研究会編著『一問一答公益法人関連三法』（商事法務、2006年）201頁参照。
- (5) 拙稿「シンポジウム信託法改正の論点—信託法の見直しと公益信託」『信託法研究』（信託法学会）30号（2005年）105頁以下参照。
- (6) アメリカのコミュニティ財団の実例については、前掲拙稿「新しい公益信託法の成立と期待」『信託』（（一社）信託協会）299号（2024年8月）17頁以下参照。
- (7) 拙稿「企業財団の最近の動きと企業財団による株式保有の問題点」『法學研究』（慶應義塾大学法学研究会）64巻12号（1991年）407頁以下参照。
- (8) 参議院内閣委員会政府参考人答弁（2024年4月4日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=121314889X00620240404&page=1&spkNum=0¤t=11>）。



相談室窓口から

こんにちは。相談室受付担当の松野です。

日ごろ相談室をよくご利用いただき、また当協会のインターンシップ等でも大変お世話になった某会員団体のKさんから、退職のご連絡。ポンと届いたメールに、思わずひとり「えっ！」と声をあげた。

一言で挨拶したくて、御茶ノ水近くのKさんの事務所を訪ねたのは、まだ暑さも残る9月初め。いろいろな思い出や退職に至るまでのことなど、気がつけば1時間以上が過ぎていた。Kさんは主に経理を担当され、毎事業年度の予算・決算、定期提出書類の作成、行政庁対応等を30年近く一手に引き受けていたほか、他の事業の業務も複数掛け持ちされていた。小さな組織で責任ある仕事を担う大変さ。人員が十分に

おらず、代わりがいない苦勞。それは、小欄をお読みの皆様のところも同じではないでしょうか。

「公法協さんに電話するときはいつも困りごとの相談だったけれど、電話口のおだやかな声を聞くと、ざわざわした気持ち癒やされた」とKさん。相談室の助言が、時に孤独な業務を照らす小さな道しるべであったことを教えてくれました。

さて、今年度も下期へ。担った仕事はいつか自分の糧になると信じて、一緒に頑張りましょう。来月からはいよいよ制度改正のセミナーも始まります。

相談室はいつも皆様のすぐそばに。ぜひお電話ください（03-6824-9871）。



新しい公益信託法の成立 (3)

(公財) 公益法人協会
理事長 雨宮 孝子

連載「新しい公益信託法の成立」の第3回目です。

第1回、2回では、公益信託法の歴史や新公益信託法の概要などを解説し、これまでの流れを振り返りました。

第3回では、公益信託の実際の事例をもとに、公益信託への期待などについて、当協会・雨宮孝子理事長が執筆いたしました。(編集部)

目次

- I 新しい公益信託法成立までの経緯
 - 1. はじめに
 - 2. 信託法成立の経緯と公益信託のこれまでの概要
 - 3. 改正前公益信託の定義と実際
 - 4. 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」
 - 5. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案及び公益信託に関する法律案の成立
(以上9月号掲載)
 - 6. 新しい公益信託法
 - 7. 新公益信託の法律
 - 8. 主務官庁による許可・監督制の廃止と行政庁による認可・監督制の創設
 - 9. 公益信託の認可の基準等
おわりに
(以上10月号掲載)

II 公益信託への期待

1. 今井保太郎氏が設立した公益信託

(1) 今井保太郎氏の略歴

今回は、公益信託の実際の事例について、まずお話ししましょう。

2024(令和6)年3月現在で、旧制度に基づく公益信託の数は、378件、信託財産額は535億円である。後述にて事例を解説する。社会福祉法人が受託した公益信託(6件)を含めても384件しかない。前回の拙稿でもお示したように、信託法は1922(大正11)年に制定されており、その中に公益信託の規定も存在したが、実用化されたのは、信託法が制定されてから55年目、第1号となったのは、1977(昭和52)年5月20日の公益信託今井記念海外協力基金(外務省所管・当初基金2億円)、公益信託斎藤記念プレストレスト・コンクリート技術研究奨励基金(建設省(当時)所管・当初基金1,000万円)の2件である。その後、確実に数は増加したが、奨学金給付を中心に数では2003(平成15)年の572件、信託財産残額では、2001(平成13)年の736億円をピークに減少しているのが、実情である。

そのような状況の中で、委託者(財産の寄与者)として特筆すべき人が今井保太郎氏である。今井氏は1909(明治42)年7月、東京・

日本橋富沢町、老舗繊維問屋の長男として出生。1922（大正 11）年関東大震災で自宅の事業が壊滅状態になったので、東京府立第一中学校を中退し、丁稚奉公に通う。1947（昭和 22）年、繊維問屋今吉（株）を興す。1965（昭和 40）年三英（株）に社名変更し、寝具・ナイトウェア・インテリア商品の専業卸売問屋へと拡充する。1977（昭和 52）年、わが国第 1 号の公益信託今井記念海外協力基金を設定。1987（昭和 62）年、創業 40 周年を機に、新本社社屋を千葉県浦安市に建設し移転する。1998（平成 10）年 9 月、日本フィランソロピー協会「第 1 回まちかどのフィランソロピスト賞」を受賞。2002（平成 14）年 3 月、神奈川県秦野市において永眠（享年 92）。

今井氏は、生前 13 件の公益信託を設定。出捐金の合計は、4 億 3,600 万円にものぼる。略歴を見てもお分かりのとおり、アメリカの非営利団体への大口寄附者のフォードやロックフェラーなどのような特別な富裕層ではない。公益信託第 1 号の今井記念海外協力基金の 2 億円は、大口の取引先から強要されて購入した竹藪の土地が、列島改造ブームのあおりで 1974（昭和 49）年には購入価格の 80 倍に上がり、それを処分したうえで、その金額を公益信託の第 1 号につぎ込んだ。このようなあぶく銭は、自ら持つものではなく、社会に還元するものであるとお考えのようだった。当時、金利が 7% を超えており、2 億円の基本財産があれば財団法人の設立も可能であった。今井氏は、法人組織を作らずに公益信託という制度を利用して公益活動が行える仕組みに賛同した。今井氏の寄附金は、会社経営で余剰ができたので、そのお金を寄附するというのではない。今井氏の日常は、質素・儉約を旨とし、その中から寄附金を作り出している。言い換えれば寄附金を作り出すために節約するというその志の気高さに感動した。

（2）今井氏の設定した公益信託の実例

今井氏の設定した公益信託の具体的な内容は、表 1 のとおりである。

第 1 号の今井記念海外協力基金は、47 年も経過した現在でも存在し、私は、信託管理人を務めている。設定当初、あまり問題にならなかった、助成金の対象となる開発途上国に当たるかどうかの議論が最近運営委員会で多くなされている。アジア・コミュニティ・トラストは初めての追加寄附公募型の公益信託である。フィリピンのストリートチルドレンへの助成やカンボジアのプロンペン市にある貧困家庭の子どもや親を亡くした子などを保護するコミュニティ保育所などへの支援等、社会的弱者であることもたちを保護し、教育の機会を与え、学習能力の向上に寄与している。

今井記念消防遺児育英基金、今井記念警察遺児育成基金は、東京都内で、消防活動、警察活動に協力して不幸にして死亡した市民の遺児、警察職員の遺児等への教育支援を行う公益信託である。今井氏が新聞報道で知った殉職された消防士や警察官の遺児に対する教育資金への助成である。今井氏は現に目の前で起こっている事例に即対応できるよう寄附金を提供しているところが素晴らしい。妹ご夫妻が最後を迎えた病院の看護師さんの献身的な看護にも痛く感激し、公益信託門田甚一郎・郁記念看護活動助成基金を設定した。内容は、東京都内の病院に勤務する看護関係者への研究助成と表彰を行い、看護活動の向上に寄与するというものである。

『没後 10 年記念誌 まちかどのフィランソロピスト今井保太郎』には、都立駒込病院看護部看護師長・新井敏子氏の研究「分子標的治療薬における手足症候群の予防的介入と効果」で、助成金を受領した結果、患者さんからの笑顔をいただいた、との記載がある。

さらに今井氏は、エイズの記事を読み、エイズを地球上から根絶しなければならないの思いから、公益信託今井保太郎記念エイズ研究助

表1 今井保太郎氏設定公益信託一覧

	委託者	名称	発足 年月日	当初 信託 財産	信託目的 分類基準	信託目的	主務 官庁	受託者
1	今井 保太郎	公益信託 今井記念海 外協力基金	S52. 5.20	200 百 万円	国際協力・ 国際交流 促進	開発途上国の教育・医療等の分野における協力および災害等による被災者の救済を行い、もって開発途上国の経済・社会の発展に寄与すること。	外務省	三菱 UFJ 信託銀行（旧三菱）
2	今井保太郎、（公財）MRAハウス	公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト	S54. 11.7	15 百 万円	国際協力・ 国際交流 促進	アジア諸国における社会開発並びに学術研究・教育・文化、農業、青少年育成等の振興に資する事業に助成を与えることにより、我国とこれら諸国との相互理解の増進に寄与すること。	外務省	三井住友信託銀行（旧中央三井、旧住友）、三菱UFJ信託銀行（旧三菱、旧東洋、旧日本）、みずほ信託銀行（旧安田）、りそな銀行（旧大和）（共同受託）
3	今井 保太郎	公益信託 今井記念消防 遺児育英基金	S59. 3.31	10 百 万円	奨学金支給	都内の消防活動において死亡または廃疾となった者の子弟の育英に寄与すること。	東京都 教育委員会	三井住友信託銀行（旧中央）
4	今井 保太郎	公益信託 三井信託 ジャバント ラスト	S60. 8.30	1 百 万円	国際協力・ 国際交流 促進	基礎技術分野における海外の研究者招聘事業を助成し、もって先端技術分野を中心とした国際研究協力を積極的に推進し、わが国自らの技術水準の向上を図るとともに、世界の科学技術の進歩および経済の発展に資すること。	文部科学省・ 総務省 （共管）	三井住友信託銀行（旧三井）
5	今井 保太郎	公益信託 門田甚一郎・郁記念看護活動助成基金	S61. 11.13	20 百 万円	自然科学 研究助成	東京都内の病院の看護関係勤務員に対し、看護に関する研究助成と表彰を行い、もって看護活動の向上に寄与すること。	厚生労働省	三井住友信託銀行（旧三井）
6	今井 保太郎	公益信託 今井保太郎 記念エイズ 研究助成基金	S62. 7.8	60 百 万円	自然科学 研究助成	エイズの予防研究および治療に関する基礎的研究ならびに臨床への応用的研究に対する助成を行い、もって人類の健康と福祉に寄与すること。	厚生労働省	三井住友信託銀行（旧三井）
7	今井 保太郎	公益信託 今井記念警察 遺児育成基金	S63. 8.16	10 百 万円	奨学金支給	東京都内において警察活動に協力援助し不幸にして死亡した都民の遺児および警察庁職員の遺児等の育成のため、教育資金の援助を行い、警察活動に対する都民の理解を高め、もって公共の安全に寄与すること。	東京都	三井住友信託銀行（旧三井）
8	今井 保太郎	公益信託今井きみ記念ストレス関連疾患研究助成基金	H2. 12.26	20 百 万円	自然科学 研究助成	軽症うつ病その他のストレス関連疾患に関する研究をしている個人に対し助成を行い、国民の健康の増進を図るとともに、国民の福祉の向上に寄与すること。	厚生労働省	りそな銀行（旧大和）
9	今井 保太郎	公益信託 今井きみ記念 骨髄移植 研究基金	H3. 10.31	15 百 万円	自然科学 研究助成	わが国の骨髄移植研究者および研究団体に対する助成を行うことにより、もって我が国の骨髄移植医療の今後の一層の発展に寄与すること。	厚生労働省	みずほ信託銀行（旧安田）
10	今井 保太郎	公益信託 今井きみ記念 神経筋難病 研究基金	H4. 11.16	15 百 万円	自然科学 研究助成	わが国の神経筋難病研究者および研究団体に対する助成を行うことにより、もって我が国の医学の発展と国民の福祉の増進に寄与すること。	厚生労働省	三井住友信託銀行（旧住友）
11	今井 保太郎	公益信託 サルコイドー シス研究基金	H5. 12.29	10 百 万円	自然科学 研究助成	サルコイドーシスに関する基礎的・臨床的分野の研究に携わる個人または機関・団体への研究助成を行い、医学の振興に寄与するとともに、サルコイドーシスに苦しむ人々に健康で幸福な人生をもたらすこと。	厚生労働省	三菱 UFJ 信託銀行（旧東洋）
12	今井 保太郎	公益信託 今井記念尾瀬・日光自然保護基金	H7. 6.13	10 百 万円	自然環境の保全	尾瀬をはじめとする日光国立公園の自然環境保全に貢献すること。	環境省	三菱 UFJ 信託銀行（旧日本）
13	今井 保太郎	公益信託 今井記念緑 内障研究助成基金	H13. 10.24	50 百 万円	自然科学 研究助成	緑内障に関する研究に対し助成を行い、わが国眼科医学の進歩寄与すること。	文部科学省	三菱 UFJ 信託銀行（旧三菱）

成基金を設定。研究助成及び日本エイズ学会学術集会開催への助成を受けた名古屋市立大学看護学部教授・市川誠一氏は、エイズに対して啓発や早期治療の支援と偏見や差別に対する地域への支援によって HIV 感染の予防に貢献できると述べておられる。また最愛の奥様今井きみ様が神経性疾患を患い先立たれたことに思いをはせ、奥様を追悼し、公益信託を3件設定しておられる。①今井きみ記念ストレス関連疾患研究助成基金、②今井きみ記念骨髄移植研究基金、③今井きみ記念神経筋難病研究基金の3件である。また、難病に指定されているサルコイドーシスの基礎的・臨床的研究に携わる個人または団体への研究助成を行う公益信託サルコイドーシス研究基金、日光・尾瀬への心無いハイカーたちの自然破壊の記事に触発され、公益信託今井記念尾瀬・日光自然保護基金と最後になったのは、公益信託今井記念緑内障研究助成基金である。

助成対象が多岐にわたっているのは、今井氏が、身近な問題意識、新聞報道などで問題に接すると、その解決のために寄附を行おうとするフットワークの速さには脱帽である。ロックフェラーやカーネギーではなく、まちかどにどこでもおられるような今井氏が、1998（平成10）年に、日本フィランソロピー協会による「第1回まちかどのフィランソロピスト賞」を受賞したことは本当に意味がある。今井氏のご子息によると、表1の13件の公益信託以外にも、1965（昭和40）年から1970（昭和45）年にかけて、身体障害者の方々に毎年100万円ずつ寄附をしたり、車いすを寄附したりされておられたとのこと。

わが国は寄附文化が根付いていないとも言われているが、生活信条として社会に貢献したいと思っておられる方は多い。その方法やきっかけがつかめない人が多いのかもしれない。国から言われるのではなく、公益信託制度が新しくなったことを考えてもこの機会に今井氏のよう

表2 公益信託受託状況(本誌10月号19頁表2再掲)

令和6年3月末現在
[単位：件、百万円]

信託目的	件数	信託財産 残高
奨学金支給	123 (－)	20,867 (－)
自然科学研究助成	61 (－)	6,564 (－)
教育振興	47 (－)	1,544 (－)
国際協力・国際交流促進	26 (－)	2,831 (－)
社会福祉	28 (－)	2,681 (－)
芸術・文化振興	18 (－)	4,431 (－)
都市環境の整備・保全	27 (－)	6,887 (－)
自然環境の保全	16 (－)	3,919 (－)
人文科学研究助成	12 (－)	809 (－)
文化財の保存活用	2 (－)	93 (－)
動植物の保護繁殖	1 (－)	74 (－)
その他	17 (－)	2,771 (－)
合計	378 (－)	53,471 (－)

(注) () は令和5年度中の新規受託分。
資料出所：(一社) 信託協会 (令和6年6月25日)

な真のフィランソロピストがたくさん現れ、民間の公益活動を通して、温かく深みのある社会になってほしいと心から願っている。

2. 新公益信託前の公益信託

(1) 信託銀行が受託者の公益信託

(一社) 信託協会の分類(表2、本誌10月号19頁表2再掲)によると、奨学金支給、自然科学研究助成、教育振興、国際協力・国際交流促進、社会福祉、芸術・文化振興、都市環境の整備・保全、自然環境の保全、人文科学研究助成、文化財の保存活用、動植物の保護繁殖とその他に分類されている。約30%以上が、奨学金事業を占める。自然科学研究助成や人文科学研究助成といった公益財団法人が行う研究助成事業と共通の公益信託は、73件、約20%を占める。

具体的な事例として、この分類には入っていないその他にはかなり特殊なものがある。この中には和菓子製造技術振興基金、地場産業振興開発基金、ニュービジネス育成基金、NPO

表3 社会福祉法人共同募金会が受託した公益信託一覧

	名称	受託者
1	公益信託グレイパワー前田基金	北海道共同募金会
2	公益信託谷本康・昌平養護施設児童就学援助基金	北海道共同募金会
3	公益信託テレビヤ視覚障害者家庭児童教育援助基金	北海道共同募金会
4	公益信託荒木身体障害者スポーツ基金	北海道共同募金会
5	公益信託前田清栄老人福祉基金	兵庫県共同募金会
6	公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金	中央共同募金会

サポートファンド等分類に入っていないものがある。多様化された信託財産、多様化された受託者などを考慮すると、寄附金を多く集めた大型の公益信託が想定できれば、民間公益活動の更なる発展に寄与できるのではないかと思う。

(2) 社会福祉法人共同募金会が受託した公益信託

現行の公益信託でも受託者が社会福祉法人共同募金会の場合が、現在6件存在する(表3)。そのうち4件が、社会福祉法人北海道共同募金会が受託している。

その4件のうち、公益信託グレイパワー前田基金は、北海道内の老人福祉施設及び老人福祉関係団体の活動への財政支援を行う。助成金年間約30万円。公益信託谷本康・昌平養護施設児童就学援助基金は、私立高校進学希望の養護施設の児童への就学援助(入学金の2分の1)を行う。公益信託テレビヤ視覚障害者家庭児童教育援助基金は、北海道内の資格障害者家庭の児童のために市販の学習参考書の現物給付を行う。公益信託荒木身体障害者スポーツ基金は、北海道内の身体障害者スポーツ援助のため年間約20万円の助成。

公益信託前田清栄老人福祉基金は、受託者が、社会福祉法人兵庫県共同募金会で基金事務局は、三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部公益信託課が担当している。助成先は、兵庫県内に存在する老人養護施設で、設備及び備品等への助成金の給付。基金の運営委員会が選考する。助成金額は1件100万円以内で、総額1,000

万円以内である。公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金は、社会福祉法人中央共同募金会が受託している。助成対象団体は、全国的視野に立った活動を行う社会福祉団体(法人格の有無は問わない)。助成額は1団体29万円。トータルで見ると、助成規模はそれほど大きくはないが、社会福祉事業に特化している点が特徴である。

3. 新しい公益信託制度への期待

(1) 公益信託の数の増加と大型化への期待

新しい公益信託が実施された場合、最も期待されることは、多様化された信託財産、多様化された受託者などを考慮すると、寄附金を多く集めた大型の公益信託を想定できると、民間公益活動のさらなる発展に寄与できるのではないかと考える。

様々な内容の公益信託が多数設定されることと、大口の寄附を多く集め、大型の公益信託の設定の増加を期待するものである。

実は、民間非営利活動が盛んなアメリカでは、毎年、寄附額も大きく、民間非営利活動を行う団体が、150万近く存在する。その中でも特徴的なものがコミュニティ・トラストである。全米では1,000弱存在する。今回はコミュニティ・トラストの具体例をご説明したい。

注 本稿の今井記念公益信託の内容については、『没後10年 まちかどのフィランソロピスト今井保太郎』(「まちかどのフィランソロピスト今井保太郎」編集委員会、発行2011(平成23)年11月15日)に全面的に依拠していることをお許しいただきたい。

新しい公益信託法の成立（4）

（公財）公益法人協会
理事長 雨宮 孝子

連載「新しい公益信託法の成立」の第4回目です。第3回では、日本の公益信託の実際の事例を紹介、解説いたしました。第4回では、民間非営利活動が盛んなアメリカのコミュニティ・トラストを事例に、わが国の新公益信託法への期待などについて、当協会・雨宮孝子理事長が執筆いたしました。（編集部）

目次

- I 新しい公益信託法成立までの経緯
 - 1. はじめに
 - 2. 信託法成立の経緯と公益信託のこれまでの概要
 - 3. 改正前公益信託の定義と実際
 - 4. 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」
 - 5. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案及び公益信託に関する法律案の成立
(以上9月号掲載)
 - 6. 新しい公益信託法
 - 7. 新公益信託の法律
 - 8. 主務官庁による許可・監督制の廃止と行政庁による認可・監督制の創設
 - 9. 公益信託の認可の基準等
おわりに
(以上10月号掲載)
- II 公益信託への期待
 - 1. 今井保太郎氏が設立した公益信託
 - 2. 新公益信託前の公益信託
 - 3. 新しい公益信託制度への期待
(以上11月号掲載)

Ⅲ アメリカのコミュニティ・トラスト

1. 公益信託の成立と期待

本稿では、新たな公益信託法が成立したので、法施行後どのような公益信託の実例が出てくるか。アメリカの非営利公益活動の概要と大型のコミュニティ財団の状況を説明する。また、同様の機能を有するわが国のまちづくり公益信託にも若干触れる（注1）。

2. アメリカの非営利公益活動への寄附の実際と大型助成財団

民間非営利活動が盛んなアメリカでは、毎年集める寄附額も大きく、多くの助成金を支出する活動を行う団体も存在する。

後述するように、例えば、2023年度の寄附総額が日本円で85兆円以上（2024（令和6）年11月20日現在、1ドル＝154円）にも上り、寄附者の7割以上が個人であるという現実に接すると、わが国と比べて、何が問題になるのか考えざるを得ない。

ただし、民間非営利活動を支えているのは、個人等からの寄附金がすべてではないと話すのは、ジョーンズ・ホプキンス大学のサラモン教授である。彼によると、民間非営利団体の主たる収入源は、第一に会費、事業収入で全

体の57%を超え、次が政府からの補助金だということである（注2）。

とはいえ、寄附金額を見てもわが国よりはるかに大きい。なぜ多くの人が非営利活動に多くの寄附金を出すのか。その理由はいろいろあると思うが、国の成り立ちから説明する者も多い。アメリカは「政府を作る前にコミュニティが存在した」と言われるように、ヨーロッパから新大陸を求めてやってきた開拓者たちが、学校、道路、橋などを自ら作り上げてきたという歴史的風土がボランティアを支えてきたという特徴がある。

アメリカでは大口の寄附をたくさん集め、非営利団体や奨学金等を望む学生等に助成金や奨学金等を提供している大型の助成財団も非常に多い。Giving USAの統計によると、2023年度の全米寄附総額は、5,571億6,000万ドル（85兆8,026億4,000万円、1\$＝154円）である（注3）。前年度は4,993億3,000万ドルだったので、かなり増加し、過去最高とのことである。

その内訳は、表1と表2のとおりである。個人、財団、遺贈、企業の出捐では、遺贈も含めて圧倒的に個人の寄附金が多い（75%にも及ぶ）。次頁表3は、大型の助成財団40位まで表したものである（設立年等は筆者追加）。その特徴は、地域に根差したコミュニティ財団が9件も入っていることである。

米国には、非営利公益活動を行う団体は、150万団体以上存在する。その法人形態は、

表1 アメリカ寄附者一覧（2023年） 1ドル＝154円：2024年11月20日

米国寄附者一覧	金額（ドル）	金額（日本円）
総額	5,571億6,000万ドル	¥85,802,640,000,000
個人	3,774億ドル	¥58,119,600,000,000
財団	1,035億3,000万ドル	¥15,943,620,000,000
遺贈	426億8,000万ドル	¥6,572,720,000,000
企業	365億5,000万ドル	¥5,628,700,000,000

資料出所：Giving USA 2024:The Annual Report on Philanthropy for the Year 2023

表2 アメリカ非営利助成金受領分野（2023年） 1ドル＝154円：2024年11月20日

米国助成金受領分野	金額（ドル）	金額（日本円）
1 宗教	1,458億1,000万ドル	¥22,454,740,000,000
2 ヒューマンサービス	888億4,000万ドル	¥13,681,360,000,000
3 教育	876億9,000万ドル	¥13,504,260,000,000
4 財団	800億3,000万ドル	¥12,324,620,000,000
5 公共社会の利益	628億1,000万ドル	¥9,672,740,000,000
6 健康	565億8,000万ドル	¥8,713,320,000,000
7 国際情勢	299億4,000万ドル	¥4,610,760,000,000
8 芸術・文化・人文科学	252億6,000万ドル	¥3,890,040,000,000
9 環境・動物	212億ドル	¥3,264,800,000,000

資料出所：Giving USA 2024:The Annual Report on Philanthropy for the Year 2023

非営利公益法人、公益信託、権利能力なき社団等である。多くは州法に基づき、法人形式、公益信託形式、任意団体で活動している。

3. コミュニティ財団

コミュニティ財団とは、特定の地域で多数の個人や団体から集めた大口、小口の寄附を集合して管理・運用し（寄附の受け入れや財産の管理は、複数の信託会社や信託銀行が行うことが多い）、その資金を地域の教育や福祉増進を図るための財団で、そのほとんどが税法上、パブリック・チャリティという特別の免税団体に認定されている。

コミュニティ財団（Community Foundation）またはコミュニティ・トラスト（Community Trust）という組織は、全米で大型のものは、1,000弱存在する（注4）。設立の形式は、信託形式及び法人形式の2種類あって、

表3 全米トップ40助成財団

	FOUNDATION NAME	TOTAL ANNUAL GIVING	TOTAL ANNUAL GIVING 円 (1ドル=154円) 2024年11月20日	設立年
1	Bill and Melinda Gates Foundation	\$4,280,463,865	¥659,191,435,210	1994
2	Silicon Valley Community Foundation※	\$1,894,973,634	¥291,825,939,636	2007
3	The Susan Thompson Buffett Foundation	\$589,873,244	¥90,840,479,576	1964
4	The Ford Foundation	\$556,032,905	¥85,629,067,370	1936
5	Lilly Endowment, Inc.	\$511,724,077	¥78,805,507,858	1937
6	Jewish Communal Fund	\$451,187,386	¥69,482,857,444	1972
7	The Walton Family Foundation, Inc.	\$439,117,107	¥67,624,034,478	1987
8	The William and Flora Hewlett Foundation	\$431,219,377	¥66,407,784,058	1966
9	Foundation For The Carolinas※	\$397,662,364	¥61,240,004,056	1958
10	The Chicago Community Trust※	\$357,097,627	¥54,993,034,558	1915
11	W. K. Kellogg Foundation	\$342,983,784	¥52,819,502,736	1930
12	The David and Lucile Packard Foundation	\$325,249,144	¥50,088,368,176	1964
13	The Wells Fargo Foundation	\$314,784,071	¥48,476,746,934	1979
14	The Andrew W. Mellon Foundation	\$302,078,167	¥46,520,037,718	1969
15	The Robert Wood Johnson Foundation	\$292,906,381	¥45,107,582,674	1972
16	Doctors Without Borders USA, Inc.	\$240,642,551	¥37,058,952,854	1971
17	The Simons Foundation	\$232,372,215	¥35,785,321,110	1994
18	The Rotary Foundation	\$229,733,478	¥35,378,955,612	1905
19	The New York Community Trust※	\$222,557,108	¥34,273,794,632	1924
20	Tides Foundation	\$222,278,451	¥34,230,881,454	1976
21	John D. and Catherine T. MacArthur Foundation	\$209,859,152	¥32,318,309,408	1970
22	The Greater Kansas City Community Foundation and Affiliated Trusts※	\$204,070,060	¥31,426,789,240	1975
23	Robert W. Woodruff Foundation, Inc.	\$179,684,027	¥27,671,340,158	1937
24	Laura and John Arnold Foundation	\$176,840,978	¥27,233,510,612	2010
25	The JPMorgan Chase Foundation	\$170,963,492	¥26,328,377,768	1969
26	California Community Foundation※	\$170,444,478	¥26,248,449,612	1915
27	Community Foundation of Greater Memphis※	\$164,347,444	¥25,309,506,376	1969
28	The Bank of America Charitable Foundation	\$163,926,706	¥25,244,712,724	1958
29	The Columbus Foundation	\$163,220,435	¥25,135,946,990	1943
30	NoVo Foundation	\$159,396,172	¥24,547,010,488	2006
31	Carnegie Corporation of New York	\$159,033,581	¥24,491,171,474	1911
32	The California Endowment	\$155,964,525	¥24,018,536,850	1996
33	Genzyme Charitable Foundation, Inc.	\$152,510,095	¥23,486,554,630	1997
34	John Templeton Foundation	\$151,822,648	¥23,380,687,792	1972
35	Lucille Packard Foundation for Children's Health	\$150,331,099	¥23,150,989,246	1996
36	The Rockefeller Foundation	\$150,273,949	¥23,142,188,146	1913
37	The San Francisco Foundation※	\$149,649,862	¥23,046,078,748	1947
38	The Kresge Foundation	\$147,796,065	¥22,760,594,010	1924
39	Community Foundation of Tampa Bay, Inc.※	\$146,000,000	¥22,484,000,000	1996
40	The Eli and Edythe Broad Foundation	\$141,325,999	¥21,764,203,846	1999

※はコミュニティ財団

資料出所：The Grantsmanship Center 2023

ニューヨーク・コミュニティ・トラストのように同一組織に信託形式と法人形式の双方があるほか大型のものは、複数の基金を有する信託形式のものが多く（注5）。

4. コミュニティ財団の歴史

（1）クリーブランド・ファウンデーションの設立

アメリカのコミュニティ財団の第1号はご存じのとおり、1914（大正3）年1月2日

に設立されたクリーブランド・ファウンデーション（Cleveland Foundation、オハイオ州）である。

設立のきっかけは、クリーブランド信託会社の社長ゴフ氏（F.H.Goff）で、彼はのちに弁護士として活躍する。ゴフ氏が社長の時、公益目的のための遺産の信託の有効性に対し、相続人との間に訴訟が起きた。幸い訴訟は会社側が勝訴したが、ゴフ氏は、遺産を公益目的に利用したいという故人の遺志を最大限に生かし、遺族をも納得させる方法を考え

た。そこで、公共的性格を有し、地域のニーズの多様性にも応じられ、地域福祉の増進を図る仕組みとして、コミュニティ・ファウンデーション（トラスト）の構想を考えついた。公共的性格を維持するために助成先を決定する配分委員会のメンバーに、市の公職にある者、あるいは市の公職にある者が指名した者をあてること、経理内容を公開することなどを具体策として掲げた。

クリーブランド・ファウンデーションの設立に当たり、基本財産を公募で受け入れるため、「決議及び信託宣言（Resolution and Declaration of Trust）」という方式がとられた（注6）。日本の新しい公益信託は、信託宣言は認められない。契約又は遺言で設立されることになる。クリーブランド・ファウンデーションの決議及び信託宣言第4条によれば「教育、学術研究、病人・老人・困窮者の保護を促進し、生活環境を改善し、すべての階層の人のためのレクリエーション施設を整備し、もってクリーブランド市民の精神的、道徳的及び肉体的向上を、人種、肌の色、思想の差別なく図っていくこと」と規定され、これらの公益目的達成のために非営利団体に助成するとされている（注7）。

（2）コミュニティ財団の現状

コミュニティ財団の構想は、他州でも一定の地域コミュニティへの多くの事業内容への助成を地域からの寄附金を基金として活動している。

前頁表3で示したアメリカの大型財団40位までのうち9団体がコミュニティ財団である。

アメリカの民間非営利公益活動を行う団体は、最近のデータでは、IRC501（C）（3）に属する団体は、パブリック・チャリティが137万7,266団体、プライベートファウンデーションは、10万3,299団体存在する（IRS

DATA BOOK2022）。つまり約150万団体ある。そのうち税の優遇が大きいパブリック・チャリティの方が断然多い。

（3）1969年の税制改正とコミュニティ財団

コミュニティ財団の特徴は、1969（昭和44）年の税制改正にある（注8）。

1969（昭和44）年の税制改正は、民間非営利公益団体をパブリック・サポートテストでパブリック・チャリティとプライベートファウンデーションに分類した。パブリック・チャリティに分類されるのは、①公的機関（教会、宗教団体、学校、病院など）、②公的支援を受けている団体、③公的機関や公的支援団体を支援する団体、④公共の安全の審査を目的とする団体である。

コミュニティ財団は、寄附金の総受入額の10%以上が政府機関及び一般公衆からの支援によるものであること、継続的かつ誠実に一般公衆、政府機関、パブリック・チャリティなどから寄附を募集するプログラムを実施していること、当該団体の理事会が公的性質を有していること、当該団体の施設や事業プログラムが一般公衆の便益に供されていること、会費が妥当な額であること、その活動が広く一般社会の利益や目的に資するものであることなど様々な状況を総合的に勘案して公的支援団体と認定することができる。特定の地域やコミュニティの社会教育等の公益目的となっているコミュニティ財団はこれらの規定からパブリック・チャリティと認められている（注9）。

パブリック・チャリティでは、連邦法の税優遇を受けるための規制は、情報公開だけである。

5. コミュニティ財団の具体例(トップ9)

(1) シリコンバレー・コミュニティ・ファウンデーション

21 頁表3で示されているアメリカでもっとも大きいコミュニティ財団はシリコンバレー・コミュニティ・ファウンデーションである。ビル&メリンダ・ゲイツ財団に次ぐアメリカ最大の助成財団でもある。シリコンバレー・コミュニティ・ファウンデーションは、2006(平成18)年7月に、サンフランシスコのベイエリアのペニンシュラ・コミュニティ財団(本部加州サンマテオ)と、シリコンバレー・コミュニティ財団(本部加州サンノゼ)が合併し、2007(平成19)年1月にシリコンバレー・コミュニティ・ファウンデーション(本部加州マウンテンビュー)として発足した。現在の保有財産額は約18億9,497万ドル(2,918億円)である。

2012年にフェイスブック創業者のザッカーバーグ夫妻が、株式1,800万株、2013年にもザッカーバーグ氏がさらに1,800万株を寄附し、総額9億9,000万ドルの寄附をすることになった。この金額は2013(平成25)年の最大寄附として認められた。2024(令和6)年には、動画配信サービスのネットフリックス会長ヘイスティングス氏が、シリコンバレー・コミュニティ・ファウンデーションに11億ドルの株を寄附したことがニュースになっている。

2023(令和5)年のシリコンバレー・コミュニティ・ファウンデーションはベイエリアの非営利団体に30億ドル(4,620億円)以上を助成し、総額では45億8,000万ドル(7,053億2,000万円)の助成金を提供している。

この財団の重点課題は保健、科学、教育、環境、コミュニティ開発、市民参加、芸術・

文化、福祉等となっている。

(2) カロライナ財団

コミュニティ財団で2番目に大きいものは、21 頁表3の9番目にある Foundation For The Carolinas(カロライナ財団)である。1958(昭和33)年に設立され、ノースカロライナ州シャーロットに拠点を置くコミュニティ財団で、助成先は、ノースカロライナ州とサウスカロライナ州を対象としている大型の財団である。ファミリー、企業、非営利団体からの寄附金で設立され、約3,000の基金が存在する。

ハリケーンへの救済や苦境に立たされている食品や飲料ビジネスの支援、芸術文化活動への支援を行っている。現在3億9,000万ドル(約601億円)の寄附金を集めている。

(3) シカゴ・コミュニティ・トラスト

コミュニティ財団で3番目に大きいものは、21 頁表3の10番目にある The Chicago Community Trust(シカゴ・コミュニティ・トラスト)である。設立は1915(大正4)年、クリーブランド・コミュニティ・ファウンデーションの設立に触発されて、当初は銀行の創設者であるハリス氏親子がシカゴの急速な工業化に影響を受けた住民のための人権擁護や人道支援、人種的格差等に助成金を支給していた。

2015(平成27)年に100周年を迎え、市民からのアイデアを募集したり、アフリカ系アメリカ人を慈善事業に参加させたり、アジア系アメリカ人コミュニティに共通する出来事に専門家を招集したり、ヤング・リーダーズ・ファンドを作り、効果的な寄附者を創設するような積極的な活動を行っている。支援金は3億5,709万ドル(約549億9,186万円)の寄附金である。

(4) ニューヨーク・コミュニティ・トラスト

ニューヨーク・コミュニティ・トラストは、

1924（大正13）年、11の信託銀行の下で設立された。ニューヨーク市、ロングアイランド、ウエストチェスター、サフォーク、ナッソー等の地域住民の生活改善に寄与している。2024（令和6）年で、100周年を迎えた。

初代のディレクターは、ラルフ・ヘイズ氏で、彼はクリーブランド・コミュニティ・トラストで運用の手腕を発揮した人物である。ニューヨーク・コミュニティ・トラストでの44年間の在任中、資産を1,000ドルから6,000万ドルに増加させた。

ニューヨーク・コミュニティ・トラストは、当初、「決議及び信託宣言」(Resolution and Declaration of Trust)の方式で設立されたが、1955（昭和33）年、少額の寄附金を受け入れるため、非営利目的の法人としてCommunity Funds, Inc. を設立し、5,000ドル（77万円）から20万ドル（3,080万円）の寄附を受け入れている。

2024（令和6）年10月23日の発表によると、ニューヨーク・コミュニティ・トラストの助成総額は1億1,500万ドルと発表されている。助成対象は、広範にわたり、ソーシャルサービス、児童福祉、ホームレス支援、女性・高齢者等の弱者保護、教育、環境保全、芸術支援、人権擁護、LGBTQ、エイズ問題、COVID-19、移民問題等である。

（5）グレート・カンザスシティ・コミュニティ・ファウンデーション

カンザスシティは、アメリカ合衆国ミズーリ州西部に位置する都市で、市域はジャクソン郡を中心に4郡にまたがる。グレート・カンザスシティ・コミュニティ・ファウンデーションの創設者は、1978（昭和53）年、200ドル強の寄附金を集め、2023（令和5）年12月31日現在では、54億6,835万ドルを管理している。基金の数は6872、助成金額は11億9,802万ドルに上る。助成対象は、

環境保全、保護、改善に取り組む非営利団体に、その他奨学金支給、高齢者や弱者保護の福祉事業、宗教、医療・健康、公共事業支援、文化芸術援助、国際交流事業などである。これらの事業にはグレート・ホライズンズの活動も追加されている。

（6）カリフォルニア・コミュニティ・ファウンデーション

カリフォルニア・コミュニティ・ファウンデーションは、1915（大正4）年、信託宣言で設立された。2015（平成27）年、100周年をお祝いした。加州のロサンゼルス、オレンジ、リバーサイド、サン・ベルナルディノート、ベンチュラ地域の教育、健康、福祉、移民、家屋の建設、芸術・文化、発達障害のある成人、人権擁護、LGBTQ、高齢者支援、動物福祉、災害援助等、ロサンゼルス郡の社会的、市民的、経済的生活に参加できるよう支援を行う。現在1,870の基金を有する。2000（平成12）年以降、資産を3倍に増やし、30億ドル以上の寄附金を集め、25億ドル以上の助成金を出している。

（7）コミュニティ・ファウンデーション・オブ・グレート・メンフィス

コミュニティ・ファウンデーション・オブ・グレート・メンフィスは、テネシー州西部、アーカンソー州東部、ミシシッピ州北部地域に助成金配布を行うコミュニティ財団である。

1969（昭和44）年に設定され、1,200の基金を有し、運用資産は11億ドル。2023年度は約10億ドルの助成金を提供した。助成対象は、教育・青少年育成、高校生への奨学金助成、公衆衛生、人種的正義、文化・芸術、経済開発、安全、市民参加、持続可能な廃棄物管理等、コミュニティ開発のための手ごろな価格の住宅、賃貸人の保護、公共交通機関、歩きやすい都市インフラへの対処など、コミュニティ開発に特化した助成が行われて

いる。

(8) サンフランシスコ財団

サンフランシスコ財団は、サンフランシスコのベイエリアを助成対象とするコミュニティ財団で、1948（昭和23）年に設立された。現在75年を経過し、サンフランシスコのベイエリアでの人種的平等、多様性、社会的正義、コミュニティの構築、政治的行動、労働者の権利、雇用機会、市民のリーダーシップ、図書館、美術館支援等に焦点をあてている。1984（昭和59）年、サンフランシスコ財団の中の一基金であったThe Buck Foundation Trust（Beryl Buck氏の遺産に基づく）内の石油会社の株式の値上がりのため、この基金はマリン郡のみに助成をするというマリンコミュニティ財団設立のため移管された。

2024年度、サンフランシスコ財団の総資産は17億ドル、助成総額は2,019万ドル。2006（平成18）年9.11事件以降アラブ系アメリカ人、中東系アメリカ人、イスラム教徒、南アジア系アメリカ人を標的とした攻撃や政策に対処するために新たな基金を設けた。また2020（令和2）年COVID-19緊急対応基金を組織し、パンデミックに関連するアジア人差別に対処している。

(9) コミュニティ・ファウンデーション・オブ・タンパベイ

コミュニティ・ファウンデーション・オブ・タンパベイは、1990（平成2）年設立のコミュニティ財団（法人形式）で、フロリダ州ヒルズボロ郡、ピネラス郡、パスコ郡、ヘルナンド郡、シトラス郡の各郡を地域とする非営利団体を対象に助成活動を行う。2023（令和5）年6月30日現在、総資産6億6,400万ドル、基金は1,329件、年間助成金は2,453万ドル、受取寄附金額は、1億4,100万ドル、助成金受取非営利団体は、1,210件にも及ぶ。助成

対象分野は、障害者福祉、教育（公認会計士試験への奨学金等も含む）、芸術・文化援助、環境団体、動物団体、メンタルヘルス、犯罪及び法律扶助組織、食品と農業、住宅供給者とシェルター、ハリケーン等災害援助、人権擁護、LGBTQ等広範囲にわたる。

6. わが国におけるまちづくり公益信託の実例

わが国には、このような大型のコミュニティ財団は存在しない。わが国のコミュニティ財団の第1号は、1991（平成3）年11月設立の大阪コミュニティ財団である。この財団の基本財産1億円を大阪商工会議所が、2,500万円ずつを大阪府と大阪市が出捐した。

2024（令和6）年10月現在、282件を超える基金を有し、受取寄附金額は、45億6,900万円となり、累計の助成額は、およそ17億7,000万円以上に上る。助成対象は、福祉、高齢者、障害者、子ども、健康づくり・医療、防災・災害支援、教育・人権、雇用・男女共同参画、国際協力・多文化共生、地域活性・まちづくり、文化・芸能・スポーツ、ICT・科学・環境等13分野に及ぶ。大阪コミュニティ財団の法人形態は公益財団法人（行政庁は内閣府）である。

一方、公益信託制度を使つたまちづくりは、募金型が少なく基金型が多い。具体例を少し上げてみよう。

寄附者（委託者）が自治体という例が意外に多い（注10）。例えば、1989（平成元）年設定のくまもと21ファンド（当初信託財産21億円）。当時の細川熊本県知事の肝いりで、①地域文化の振興、②地域レベルの国際交流、③住民の知恵と行政の知識が支えあう地域づくりの3点を実現すべき3つの基金（各7億

円ずつ)を立ち上げそれぞれの目的に沿った事業・活動助成を行っている。

特に地域文化の向上と発展、地域レベルの国際交流では草の根国際交流、地域づくりのための人材と技術の育成に力を注いでいる。

また、まちづくり公益信託最大の基金を有する1991(平成3)年設定のしまね文化ファンド(当初信託財産22億円)は、「22世紀」を展望し、行政と民間が一体となり、文化を担う人づくりや、地域の活性化をはかることを基本イメージに発足した。具体的には、島根県の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にした文化事業の支援、多彩な芸術文化活動の活性化を目指す音楽や演劇、舞踊、美術や書などへの支援、国際文化交流では、海外から団体を招聘し、合同で演奏会や舞台を行う事業などへの助成を行っている。

1992(平成4)年設定のしまね女性ファンド(当初信託財産2億円)は、「女性」にスポットを当てた全国初のファンドで、女性を主たる構成員とするグループが実施する①魅力ある地域づくり、②男女共同参画社会づくり、③次代を担う人づくり、④水と緑豊かな環境づくり⑤働く女性が活躍できる社会づくりなどの活動を助成している。

なお、募金型で活躍していた1992(平成4)年に設立された「公益信託世田谷まちづくりファンド」は、2025(令和7)年3月に信託財産の終了を予定しているが、2006(平成18)年に設立した一般財団法人世田谷トラストまちづくりが支援を続けるとのことである。

7. おわりに

わが国におけるコミュニティ財団やまちづくり公益信託は、その財政規模においてアメリカと比べると比較にならない。新しい公益

信託ができた暁には、以上のような規模の大きいコミュニティ財団がわが国でできることを望むのだが、地域で大口、小口の寄附を集め信頼のおける組織に管理してもらい、地域の人々から継続して寄附金を集める仕組みを作ることが重要だと思われる。地方自治体が受託者になれるかどうかは(注11)、すでに北海道の斜里町が問題になったことがあるのはご存じであろう。「知床100平方メートル運動」は、結局、斜里町は事務局として全国から寄附金を募って、「知床100平方メートル運動の森・トラスト」として存続し、当初考えた森を寄附金でほぼ買い取っている。現在は、「ふるさと納税」扱いで寄附金を募集している。

先に述べたコミュニティ財団の事業内容で示したように、大きくは、地域おこし、人権問題、移民の問題、貧困に悩む市民などへの支援などから、学齢期の子の放課後の学童支援、子ども食堂、若者の地域での起業支援、外国人居住者の教育・就労支援など地域で問題となっている、民間ならではのきめ細やかな事業を、公益信託を使ってできないだろうか。大きなきっかけは、ふるさとでの活性化に思いをはせる企業や人々の深い思いではないだろうか。

ただし、アメリカのコミュニティ財団には、地域で寄附金等を集め、地域の需要に応じて使用するという仕組みで、例えば寄附を受けた不動産、絵画、美術品、有価証券などを直接使用するのではなく、自由に売却できるという柔軟な税制優遇があるので、多額の金額を助成金に回せるという特殊性がある。わが国の公益信託に対する税の優遇には本論稿では紙幅の都合で言及しなかったが、国や地方自治体が税金で事業をすることも重要であるのはもちろんのことである。民間非営利活動を柔軟に、市民のアイデアと寄附金で大きく

公益事業を作り上げることは、さらに楽しみなことではないか。新しい公益信託法が実施された場合に、その設立数も当然ながら、規模の大きな公益信託が設立されることを切に望むものである。

注

- (1) 本稿は、拙稿「新しい公益信託法の成立と期待」『信託』((一社)信託協会)299号4頁以下(2024年)と同じテーマを扱っているので、重なる部分が多いことをお許しいただきたい。
- (2) Lester Salamon, Helmut Anheier and Associates, *The Emerging Nonprofit Sector Revisited : A Summary*, Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project (1998) .
- (3) Giving USA 2024: The Annual Report on Philanthropy for the Year 2023 (<https://givingusa.org/>)
- (4) コミュニティ財団の数については、アメリカでは、大型のコミュニティ財団が約1,000団体。世界中には、約2,000以上近くあるとことが、クリーブランド・ファウンデーションの説明資料にあった。わが国でも1991(平成3)年設立の(公財)大阪コミュニティ財団、2009(平成21)年の(公財)京都地域創造基金、2013(平成25)年のひょうごコミュニティ財団等がある。どれも法人形態は公益財団法人である。なお、(一社)全国コミュニティ財団協会 (<https://www.cf-japan.org/>) の会員には公益財団法人以外にも認定NPO法人や一般財団法人なども含まれている。
- (5) 筆者は、アメリカの非営利公益活動の法制度・税制度の研究を始めたときから、コミュニティ財団に興味をもち、クリーブランド・ファウンデーションやニューヨーク・コミュニティ・トラスト、カリフォルニア・コミュニティ・ファウンデーションにも直接伺ってお話を聞いてきた。そのため論文としては古いものになるが、全体像を把握するには便利ではないかと思ひ拙稿を2点記載しておく。拙稿「コミュニティ・トラスト」『信託』((一社)信託協会)136号39頁以下(1983年))はやや古い資料であるが、コミュニティ財団の全体像をつかむことができる。なお、アメリカの財団協議会(Council on Foundations: コミュニティ財団

の多くがメンバーになっている)では、コミュニティ財団の一定基準(Community Foundations National Standards)を策定し、これらを認定することにより、より良いコミュニティ財団の取組みを後押しし、一般市民に対する信頼性を確保し、説明責任を果たそうとしている。

なお、拙稿「アメリカのコミュニティ財団の現状」『松蔭女子短期大学紀要』10号89頁以下(1994年)参照。

- (6) 新しい公益信託は、信託宣言は認められない。契約か遺言ということになろう。
- (7) クリーブランド・ファウンデーションの成り立ちについての詳細は、田中實『公益法人と公益信託』225頁以下(勁草書房、1980年)参照。
- (8) 拙稿「英米の公益信託の実情と日本の公益信託への示唆」『信託』((一社)信託協会)271号34頁以下(2017年)、拙稿「アメリカにおけるNPO法制とガバナンス(3)」『公益法人』((公財)公益法人協会)、31巻9号27頁以下(2002年)参照。
- (9) 石村耕治「アメリカの非営利法人税制の概要」(雨宮孝子=石村耕治=中村昌美=藤田祥子『全訳カリフォルニア非営利公益法人法』22頁以下(信山社、2000年))、前掲注(8)「アメリカにおけるNPO法制とガバナンス(3)」27頁以下。
- (10) 詳細は、まちづくり公益信託研究会『まちづくり公益信託研究』、トラスト60研究叢書(1997年7月)参照。
- (11) 地方自治体と公益信託については、田中實『公益信託の現代的展開』164頁以下(勁草書房、1985年)に詳しい。

